

令和5年度「輝く学生応援プロジェクト」運営業務委託 に係るプロポーザル募集要項

令和5年度「輝く学生応援プロジェクト」運営業務（以下「本業務」という。）委託に関し、次のとおり受託希望者を募集します。

1 事業概要

京都市では、人口の1割に相当する約15万人の学生が持つエネルギーを高め、その力を京都のまちの活性化、「京都力」向上、未来の京都づくりに繋げるため、平成22年度から、学生が大学の枠を越えて交流・連携を図ることができる活動拠点として、京都市大学のまち交流センター1階に「学生Place+（学生の活動拠点）」を開設しました。この「学生Place+（学生の活動拠点）」を中心に、学生が、京都のまちの活性化や社会貢献活動に主体的に取り組めるよう、活動場所の提供や専門の職員による助言、活動に資する情報の提供や学生の活動の発信など、総合的な支援を行っています。

2 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 委託金額の上限

金4,650,000円

※ 消費税及び地方消費税相当額を含む。

※ 委託業務の実施に係る費用は全て、上記金額の範囲内とする。

4 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

5 参加資格要件

以下の要件を全て満たす団体（複数の法人が事業実施のために形成した連合体を含む）

- (1) 京都市内に活動拠点があり、京都市内を主な活動地域としている団体であること。
- (2) 提案した事業を運営できる体制があり、かつ過去に、国又は地方公共団体、これに類する公益法人において、業務を受注した実績のある団体であること。
- (3) 本市指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては、募集開始の日から選定結果の通知の日までの間において、本市により競争入札参加停止の措置を受けた者でないこと。
- (4) 有資格者名簿に登載されていない者にあつては、募集開始日現在において、引き続き1年以上営業等を行っている者であること。

- (5) 納税義務者にあつては、法人税又は所得税、消費税及び地方消費税が未納になっている者（本市に市民税又は法人税、固定資産税、水道料金及び下水道使用料を納付義務のある者にあつてはこれらが未納になっている者）でないこと。
- (6) 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (7) 応募する団体並びにその代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反するとして公訴を提起された日から2年を経過しない者（無罪となった場合を除く。）でないこと。
- (8) 応募する団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会から課徴金納付命令又は排除措置命令を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は該当公示の日の前6箇月以内に手形・小切手を不渡りにした者でないこと。
- (10) 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者でないこと。
- (11) 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者でないこと。
- (12) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (13) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、若しくは反対することを目的とした団体でないこと。
- (14) 構成員に京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者を含まないこと。
- (15) 法令及び公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。
- (16) 本業務実施のための連合体にあつては、上記の参加資格要件を満たす団体で構成し、責任の所在を明確にしていること。

6 提案の募集

以下の項目について、提案を募集します。提案については、予算内で実施可能なものとし、受託候補者決定後、本市と協議のうえ、実施の可否を決定します。

(1) 学生の活動を効果的に支援、促進する取組

別紙仕様書「4 委託業務の内容」の(1)について、「学生 Place+」がより有意義な活動拠点となるよう、社会貢献活動や地域・企業との連携・交流をはじめとした京都のまちの活性化につながる活動を行っている学生及び今後活動を行いたいと考えている学生等の活動を効果的に支援、促進する取組等を提案すること。

(2) 学生の表彰、発信及び交流の促進

別紙仕様書「4 委託業務の内容」の(2)について、活動開始から間もない学生や本格的な活動には至っていないが地道に活動続ける学生等の活動を、更に後押しするため、学生の表彰、発信及び交流の促進の取組等を提案すること。

(3) 広報

より多くの大学や学生に「輝く学生応援プロジェクト」を知ってもらい、利用してもらうため、効果的な広報・周知の方法や、学生にとって親しみやすく分かりやすい、アクセス数を増やす工夫を施したウェブサイトを提案すること。

7 資料の提出

(1) 提出資料

受託希望者は、次の資料を提出してください。

ア 参加資格要件を満たすことが確認できる資料（様式1～3）

※ 複数の団体で構成される場合は、様式1の団体の概要及び様式3をそれぞれ提出すること。

イ 職員の配置や人数等が確認できる資料（様式4）

ウ 7(1)、(2)、(3)のそれぞれの提案内容が分かる資料（様式自由）

エ 団体の活動実績（様式自由）

※ 複数の団体で構成される場合は、それぞれ記載すること。

オ 経費見積書（様式自由）

※ あて先は京都市長とし、代表者印を押印すること。

(2) 提出締切日

令和5年3月15日（水）午後4時必着（直接持参、若しくは郵送又は信書便）

※ 郵便等不着の場合は、応募がなかったものとみなすので注意すること。

※ 本募集要項や仕様書等についての質問がある場合は、「(3) 問合せ先及び提出先」に令和5年3月8日（水）午後3時まで、FAXもしくは、電子メールで送付すること。質問への回答は、質問收受日の翌日から起算して3営業日以内に、以下ホームページで公開します。

<公開するホームページのURL>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-3-0-0-0-0-0-0-0.html>

(3) 問合せ先及び提出先

京都市総合企画局総合政策室（担当：吉田、竹中）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075-222-3103

FAX 075-212-2902

E-mail daigakuseisaku@city.kyoto.lg.jp

(4) 提出部数

正本1部及び副本1部

8 審査方法、審査項目及び審査基準

提出された資料に基づき、選定委員会（4名で構成）において、下記の審査項目ごとに審査し、選定委員4名の合計点が最も高い団体を受託候補者として選定します。

なお、合計点が同点のものが2者以上いる場合は、選考委員会において、審議して決定します。

< () 内は配点 >

(1) 学生の活動を効果的に支援、促進する取組（20点）

別紙仕様書「4 委託業務の内容」の(1)について、「学生 Place+」がより有意義な活動拠点となるよう、社会貢献活動や地域・企業との連携・交流をはじめとした京都のまちの活性化につながる活動を行っている学生及び今後活動を行いたいと考えている学生等の活動を効果的に支援、促進する取組となっているか。

(2) 学生の表彰、発信、及び交流の促進（10点）

別紙仕様書「4 委託業務の内容」の(2)について、活動開始から間もない学生や本格的な活動には至っていないが地道に活動を続ける学生等の活動を、更に後押しするための取組となっているか。

(3) 広報（20点）

より多くの大学や学生に「輝く学生応援プロジェクト」を知ってもらい、利用してもらうために、効果的な広報ができるか。

学生にとって親しみやすいデザインであり、わかりやすく検索できる工夫やアクセス数を増やす工夫を施したウェブサイトが運用できるか。

(4) 運営体制について（10点）

本業務を円滑に実施できる必要な体制を確保するとともに、市民活動や社会貢献活動に関する経験や専門知識を有する者が本業務に従事することができるか。

(5) 団体の活動実績（20点）

本業務を円滑に実施できる活動実績があるか。

(6) 経費見積（20点）

以下の数式により採点する。

- ・最低価格を提示した者 点数＝20点
- ・それ以外の者 点数＝最低提示価格÷当該提示価格×20点
ただし、小数点以下四捨五入とする。

※ 応募が1団体しかなく、かつ、採点結果が60点に満たない場合、プロポーザルを再度実施します。

9 審査結果の通知及び審査結果の公表

令和5年3月24日（金）に、各応募者に通知するとともに、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他契約相手方を選定した理由が分かる情報を、以下ホームページで公開します。

公開するホームページの URL

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-3-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

10 契約手続

プロポーザルの実施後、本市が提示する仕様書及び受託候補者の提案内容を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結します。

受託候補者が契約内容に合意できない場合は、審査の結果、受託候補者の次に順位の高かった者と協議を行い、合意に達したときは、その者と契約します。その者と合意に達しないときは審査の結果の順位に従って協議を行います。

11 その他

- (1) 本業務は令和5年度予算による事業につき、京都市会において予算が成立しなかった場合、事業が中止となることがあります。なお、この場合において、本件委託のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、応募者はその費用を京都市に請求することはできません。
- (2) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 失格となる企画提案書
企画提案書が次の事項の一つに該当する場合には失格となる場合があります。
なお、失格となった場合は、別途通知するものとします。
ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
エ 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (5) 提出された企画提案書は、受託候補者の選定以外には、応募者に無断で使用しないこととします。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがあります。
- (6) 提出期限以降における企画審査項目・基準提案書の差替え及び再提出は認めません。
- (7) すべての提出書類は、返却しません。
- (8) 本業務で用いる「学生」とは、原則、大学生及び短期大学に通う学生（大学院生を含む）を指します。

(参考) プロポーザルスケジュール (予定)

令和5年3月	1日 (水)	プロポーザル募集開始
	3月 8日 (水)	質問締切 (午後3時まで)
	3月15日 (水)	資料提出締切 (午後4時必着)
	3月24日 (金)	受託候補者決定
	4月 1日 (土)	契約締結・業務開始